

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9991 ）
処分課（担当）名	大阪市保健所
処分の名称	廃棄命令及びその他危害除去措置命令
概要	食品衛生法では、厚生労働大臣は公衆衛生の見地から、食品、添加物、器具及び容器包装について成分規格及び製造基準等を定めることができるとされ、この規定に基づいて「食品、添加物等の規格基準」が定められています。また、腐敗等の食品等の販売禁止（食品衛生法第6条）、病肉等の販売禁止（食品衛生法第10条）等の規定が設けられており、不衛生な食品や規格基準に適合しない食品等が市場に流通した場合には、違反食品等の排除及び危害拡大を防止するため、製造者や輸入者等に対して、廃棄命令、回収命令、輸入食品の本国への積み戻し命令等の行政処分を命じることができます。
根拠法令等 及び条項	食品衛生法第59条、第68条第1項及び第3項 食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領（健康局健康推進部生活衛生課、大阪市保健所食品衛生監視課、大阪市保健所生活衛生監視事務所窓口に設置）
処分基準	人体に危害を与えなかった違反については、内容が軽微であって危害発生のおそれのない場合と内容が悪質若しくは危害発生のおそれのある場合とに分け、また、人体に危害を与えた違反については、危害の拡大のおそれのない場合と内容が悪質若しくは危害の拡大のおそれのある場合とに分け、処分内容を決定しており、詳細は別表第2の「行政処分取扱基準」のとおりです。
ホームページ	
備考	